上げて期間を延長するものとし、休業を複数回取得している場合は休業の通算日数が１年を超える毎に評価対象期間を１年単位で延長するものとする。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付すること。

また、実績として挙げた業務の業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく業務以外の場合は、この限りではない。ただし、調査基準価格を下回った業務の実績において、業務評定点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。

⑶　令和４年４月１日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。尚、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額とする。）が５億円未満かつ10件未満である者。ただし、令和４年４月１日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務（港湾空港関係を除く）がある場合には、手持ち業務量の契約金額を５億円未満から2.5億円未満に、件数を10件未満から５件未満に読み替える。その上で、配置予定管理技術者等が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、九州地方整備局競争契約入札心得（平成24年３月30日付け国九整達第９号）第６条第11号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等によるものに限り、令和４年４月１日時点で完了していない業務の令和４年度に行われる部分については手持ち業務量とみなさない。この場合は、業務実績として工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。

また、本業務の履行期間中は配置予定管理技術者等の手持ち業務量が、契約金額で５億円、件数で10件の業務量（令和４年４月１日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札した業務（港湾空港関係を除く）がある場合には、契約金額で2.5億円、件数で５件の業務量）未満とし、この業務量以上となった場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置予定管理技術者等を、以下の［1］から［4］までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

なお、手持ち業務の基準日である令和４年４月１日現在は、令和４年度予算成立が令和４年４月２日以降となった場合は、予算成立日とする。

［1］当該配置予定管理技術者等と同等の同種又は類似業務実績を有する者

［2］当該配置予定管理技術者等と同等の技術者資格を有する者

［3］当該配置予定管理技術者等と同等以上の業務成績平均点を有する者

［4］手持ち業務量が当該業務の業務説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者等の手持ち業務量の制限を超えない者

手持ち業務とは、管理技術者、又は主任技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものを含んだ全ての業務。

⑷　過去４年間（平成29年度～令和２年度）に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）のテクリス平均業務評定点が60点以上であること。また、照査技術者としての実績は対象外とする。

なお、２⑵２）①⑵において、評価対象期間の延長資料が提出された場合は、同様に提出資料に基づいた評価対象期間の延長を行うものとする。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。

②　配置予定技術者　配置予定技術者は、参加表明書の提出者以外の企業に所属する者を配置予定技術者（配置予定管理技術者等、配置予定担当技術者）とすることを認めない。

３　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　参加表明者（企業）の経験及び能力

⑵　配置予定技術者等の経験及び能力、手持ち業務の状況等

⑶　当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

４　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　配置予定の技術者の経験及び能力　配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、ＣＰＤの取得状況、担当した業務の業務成績、表彰実績

⑵　業務の実施方針、実施フロー、工程表その他　業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手法及び工程表の妥当性等

⑶　評価テーマに関する技術提案

５　手続等

⑴　担当部局

〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課契約第二係（内線2532）電話092―476―3509　ＦＡＸ092―476―3459

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法　電子入札システムにより交付する。交付期間は、別表１①に示す日時。

ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の２日前までに５⑴の担当部局に連絡すること。

⑶　参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

１）提出期限：別表１②に示す日時

２）提出場所：５⑴に同じ

３）提出方法

①　電子入札対応の場合　電子入札システムにより提出。ただし、容量が10ＭＢを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

②　発注者の承諾を得て紙入札方式による場合　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

⑷　選定通知の期日　選定通知の日は、別表１③に示す日。

⑸　技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

１）提出期限：別表１④に示す日時

２）提出場所：５⑴に同じ。

３）提出方法

①　電子入札対応の場合　電子入札システムにより提出。ただし、容量が10ＭＢを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

②　発注者の承諾を得て紙入札方式による場合　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

６　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　免除。

⑶　契約書作成の要否　要。

⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　５⑴に同じ。

⑹　２⑴１）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者又は２⑴２）に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。